

鎌倉市緑の基本計画(素案)に対する意見公募の結果について

鎌倉市緑の基本計画(素案)について、市民等の皆様から貴重なご意見をいただきありがとうございました。

意見公募の結果といただいたご意見に対する市の考え方について、次のとおり公表いたします。

1 意見公募の期間

令和3年(2021年)9月27日(月)から10月26日(火)まで(30日間)

2 意見公募の結果

(1)意見の件数 21件(5名)

(2)意見の区分

意見区分(章別)	延べ件数
序章 緑の基本計画の概要	1件
第1章 都市特性と緑の現況	1件
第2章 めざす緑の方向性	1件
第3章 緑の将来都市像の実現のための方針	1件
第4章 計画の実現に向けた考え方、施策と制度・事業の体系	5件
第5章 特定地区の保全・整備・緑化の方針	3件
第6章 流域を踏まえた地域別の方針	0件
全体に対する意見	5件
その他	4件
合計	21件

(3)意見の反映状況

反映区分	延べ件数
A 計画に反映した(している)	12件
B 計画には反映していないが、他の施策の中で取り組んでいる	0件
C 今後の計画推進の中で参考にする	9件
D 計画に反映できない	1件
E その他(質問、感想など)	1件
合計	23件(反映区分の重複あり)

3 意見と市の考え方の概要

緑の基本計画(素案)に係る意見公募手続により、寄せられた意見の要旨は次のとおりです。

(1)施策の方針に対する支持の意見

○緑化や公園整備、緑地の保全に対する基本的な方針についての反対意見は無く、概ねの支持

を得ていると考えています。

(2) 緑の基本計画に期待する意見

○緑の基本計画に基づく施策や事業の実効性を高めていくこととの意見がありました。これに対して、アクションプランや計画指標などにより進捗を確認しながら進めていくと回答しています。

○緑化推進団体との連携、他事業との連携の重要性に関する意見に対して、リーディング・プロジェクトである「多様な連携と資源の利活用」について説明しています。

(3) 行政計画等との整合など、記載の充実を求める意見

○(仮称)山崎・台峯緑地基本構想・基本計画・基本設計や鎌倉市景観計画との整合、市民意識調査結果に関する記載の充実を求めるとの意見に対して、素案への追加記載や修正などの対応を行うとしています。

(4) 個別の制度・事業に関する意見

○緑地の所有者に対する支援制度の充実や緑地の維持管理の重要性に関する意見に対して、リーディング・プロジェクトである「緑の質の向上」について説明しています。

4 意見と対応方針一覧

■意見の区分 序：序章に対する意見 1～6：1～6章に対する意見 7：全体に対する意見 8：その他

■意見の反映区分 A:計画に反映した(している) B:計画には反映していないが、他の施策の中で取り組んでいる C:今後の計画推進の中で参考にする D:計画に反映できない E:その他(質問、感想など)

提出者 No.	意見No.	ご意見	意見要旨	意見の区分	市の対応方)	意見の反映区分
1	1	<p>・緑化計画は賛成です</p> <p>・緑が多い公園を増やして欲しいです</p> <p>自販機とトイレが欲しいです(ほっとするスペース)</p>	<p>・緑化計画は賛成です。</p> <p>・緑が多い公園を増やして欲しいです。</p>	3	<p>市街地の緑は、美しい景観をつくる機能や潤いのある生活環境の基盤となり、暮らしを支え豊かにする機能があります。</p> <p>また、公園はコミュニティ活動、休息、子供の遊び、健康スポーツ、自然とのふれあいなど、交流とふれあいを広げる機能があります。</p> <p>これらの機能を発揮し、充実させるため、本計画の第3章では「都市公園等の整備」「緑化の推進」を施策の柱としています。</p> <p>第4章では「緑のネットワークの形成」をリーディング・プロジェクトとしており都市公園等の整備や民有地の緑化の支援などを重点事業として進めることとしています。</p> <p>今後、本計画に沿って事業を進めていく市街地の緑化や公園整備について、市民の皆様のご理解とご協力をお願いしたいと考えています。</p>	A
2	2	<p>167戸のマンションの防災担当の委員を行っております。</p> <p>「緑の計画書」を拝見し気候変動による自然災害が年々増加しており市としても緑の多い地区の保全に力を入れ始めていらっしゃるその一つがこの計画書にも表れているように思えます。</p> <p>本年、県土木事務所による地質調査結果で私どもの北側斜面を含む森林斜面一帯も「土砂災害特別警戒区域」となり今後の保全について理事会にて検討を重ねております。</p> <p>また、貴部門の提供されております「特別緑地保全地区」にも多くの所有地が含まれており保全についても色々と制約があることが分かりました。「玉縄城址特別緑地保全地区」</p> <p>北側斜面は清泉女学院と続いており昨年伐採工事などで協力関係になりましたが木々の保全にはかなりの費用が発生することが共通の課題です。</p> <p>改定案文につきましては「緑の保全活動」について積極的な施策等々が記載されておりますがこちらからの要望は保存地区においては市側から定期的に造園土木関係業者による見回り点検を実施していただき、伐採なのか、木々の育成なのか適正なアドバイスを実施する計画を盛り込んでいただきたいと思います。</p> <p>居住者は木々の緑に囲まれた環境が気に入り入居しましたので施工業者による伐採ばかりでも景観が維持できるとは思えません。</p> <p>工事に伴う助成金につきましては数回お世話になっておりますが実施予算につきましても計画的な実施により少しでも軽減できれば、と考えております。</p> <p>市が主体となった保全活動計画にして下さい。</p> <p>以上</p>	<p>「玉縄城址特別緑地保全地区」に、当マンションの所有地が含まれており保全についても色々と制約があります。</p> <p>緑地の木々の保全にはかなりの費用が発生します。</p> <p>改定案文における「緑の保全活動」についての積極的な施策等々に関するこちらからの要望は、特別緑地保全地区においては市が定期的に造園土木関係業者による見回り点検を実施し、伐採なのか、木々の育成なのか適正なアドバイスを実施することを盛り込んでいただきたいと思います。</p> <p>工事に伴う助成金を活用し、計画的な実施により少しでも予算の軽減ができれば、と考えております。</p> <p>市が主体となった保全活動計画にして下さい。</p>	4	<p>都市緑地法に基づく特別緑地保全地区は、都市における良好な自然環境となる緑地について、建築行為などの一定の行為制限などにより、現状凍結的な保全を図るものであり、「玉縄城址特別緑地保全地区」は、歴史的意義を有する樹林地を保全し後世に伝えることや地域住民の健全な生活環境の確保などを目的として、平成15年に土地所有者のご理解とご協力をいただきながら都市計画決定したものです。</p> <p>市内の多くの緑地において保全を進めてきた一方、近年の自然災害の激甚化に伴う倒木被害の多発や樹木の大径化が誘発する土砂災害や害虫被害に対応するため、緑地の維持管理を全市的に推進することが必要であると考えています。このため、緑の基本計画(素案)では、第4章にリーディング・プロジェクトとして「緑の質の向上」を掲げ、土地所有者の維持管理支援の強化を取組の方針として位置づけています。</p> <p>具体的な制度や事業としては、令和2年度に緑地維持管理相談専門委員制度を創設し、緑地の所有者を対象に専門委員が現地を確認した上で維持管理に関する助言を行っています。</p> <p>また、令和3年度に民有緑地維持管理助成事業を創設し、土地所有者が行う緑地の維持管理に対して助成を行っています。</p> <p>緑地の所有者におかれましては、所有される緑地の維持管理の際には緑地維持管理相談専門委員や民有緑地維持管理助成事業を活用いただき、引き続きの緑地保全へのご理解とご協力をお願いしたいと考えています。</p>	A

提出者 No.	意見No.	ご意見	意見要旨	意見の区分	市の対応方)	意見の反映区分
3	3	<p>どの項目も今までの緑の基本計画（以下、計画）より進歩していると思います。</p> <p>ただし、立派な計画に安寧し、実際の現場との乖離がますます広がっていくことを懸念いたします。今回の検討において、関係部署からのヒアリングあるいはフィールド調査がどのようになされたかのプロセスを知りたいと思います。（アライバイ作りのものではなく）現在の問題点について同じ市役所内の実際の緑地の担当部署、あるいは現場の指定管理者等と従来の計画の方針と現実との問題点、改善の方向性等が議論されているのでしょうか？あるいは何処か実際の緑地*1、街区公園等を具体的に調査し、そこから出てきた課題は今回の計画案に生かされているのでしょうか？</p> <p>*1 私も実際の指定管理の関係者ですが別のチャンネルで調査されていて私だけが存じ上げないならばお許し願います。</p>	<p>どの項目も今までの緑の基本計画（以下、計画）より進歩していると思います。</p> <p>ただし、実際の現場との乖離が広がっていくことを懸念いたします。今回の検討において、関係部署からのヒアリングあるいはフィールド調査がどのようになされたかのプロセスを知りたいと思います。現在の問題点について同じ市役所内の緑地の担当部署、現場の指定管理者等と従来の計画の方針と現実との問題点、改善の方向性等が議論されているのでしょうか。あるいは実際の緑地、街区公園等を具体的に調査し、そこから出てきた課題は今回の計画案に生かされているのでしょうか。</p>	8	<p>今回の緑の基本計画の見直しにあたり、令和2年9月に緑に関する意見・提案を市民の皆様等から募集しました。意見の数は提出者数30名、意見数59件となり、うち39件については見直しに反映しました。</p> <p>また、令和2年度に企画、都市計画、環境、公園、景観など、関連課の課長等で構成する「鎌倉市緑の基本計画見直し検討会」を設置し、意見を聴取すると共に、緑の基本計画見直しに向けた全庁的な意見照会を行い、必要に応じて聴き取りや現地調査などを行いました。こうして集まった緑を取り巻く課題や意見等については、必要に応じて計画への反映を検討し、緑政審議会にも意見を聴きながら素案を作成しています。</p> <p>本市は、民間事業者のノウハウを活用した、効果的・効率的な公園の管理運営のため、指定管理者制度を導入しています。都市公園の良好な維持管理のため、これまでも、ボランティアの方々や指定管理者との情報共有に努めてきましたが、今後も適切に意見交換などを実施したいと考えています。</p>	C
3	4	<p>「第4章 計画の実現に向けた考え方、施策と制度・事業の体系」の、有効な結果を生む進め方への深堀を望みます、「第5章 特定地区の保全・整備・緑化の方針」とのギャップがあるように思えます。「方針」だけでは現場は困るだけ？第5章においては「関連する主な制度・事業」とまとめられている実際の現場の問題点と改善の方向性にも触れるべきです。*2それが研究者ではなく現場をマネジメントする市が作る「基本」計画ではないでしょうか？</p> <p>*2「グリーンマネジメント」：素晴らしいと考え方であると思いますが誰がどのように、行政・市民・事業者の調整・進行管理をしていくのでしょうか？（公園課みどり担当の皆様であれば心より歓迎いたします。）</p>	<p>「第4章 計画の実現に向けた考え方、施策と制度・事業の体系」は有効な結果を生むよう進めて欲しい。第5章においては、第4章に「関連する主な制度・事業」とまとめられている実際の現場の問題点と改善の方向性にも触れるべきです。</p>	5	<p>第4章は、本計画の実現に向けた、具体的な制度や事業について示しています。計画実現のための施策を着実に実行するためのアクションプランを策定し、4-2に記載したリーディング・プロジェクトについて、4-3に示す計画指標により進捗状況を確認しながら進めることとしています。</p> <p>また、緑政上の課題や問題点については、第1章において、本市の都市特性や7つの機能別の緑の現況の評価などを踏まえ、1-7に緑を取り巻く課題としてまとめています。</p> <p>第5章は、都市計画等により定める特別緑地保全地区や都市公園、緑の基本計画で設定する保全配慮地区等の区域や方針を示すものです。各項目の現状や課題については、毎年の緑の基本計画の成果を取りまとめた「鎌倉市のみどり」の中で、「緑の基本計画推進のための制度・事業に係る課題等」として整理してきました。また、今回の計画見直しにあたり、平成23年以降のグリーン・マネジメントについて評価しました。</p> <p>この冊子「鎌倉市のみどり」における評価結果を基に、緑政審議会や庁内検討会において様々な課題への対応について検討を重ねながら素案を作成しました。</p> <p>このように、新たな計画は課題を踏まえた検討の結果を反映したものであり、計画の中に検証や評価結果の掲載はしていません。</p> <p>なお、緑の基本計画見直しを議題とした緑政審議会の資料につきましては、市ホームページから閲覧できます。</p>	A C
3	5	<p>もちろん、いわずもがなですが計画は実現してこそ意味があるものです。1996年の策定から見直しをされてきたことはそのことを踏まえての見直しと評価いたします。同義反復ですが、計画の実現性について今一步の踏み込みを</p>	<p>計画の実現性について、今一步の踏み込みを期待いたします。限られたコストの中で政策を実現していくためには市民の巻き込みが必要</p>	7	<p>本市は、民間事業者のノウハウを活用した、効果的・効率的で、より質の高い公園の管理運営のため、指定管理者制度を導入しています。鎌倉</p>	C

提出者 No.	意見No.	ご意見	意見要旨	意見の区分	市の対応方)	意見の反映区分
		<p>期待いたします。限られたコストの中で政策を実現していくためには市民の巻き込みが必要であることも随所に触れられていると感じますが、成功例を具体的に示し成功要因を分析し共有化していく必要があると思います。*3</p> <p>*3: 御所ヶ丘住宅地の中でも丹後ガ谷ちゃぼ公園は近隣住民によって素晴らしい管理がされています。ただ、同じ自治会、公園愛護会等の仕組みの中でも大きな差が出てます。キーマン・グループの存在が大きいと推察します。</p>	<p>であり、その成功例を具体的に示し成功要因を分析し共有化していく必要があると思います。</p>		<p>広町緑地では、当該地で活動する NPO 法人を含めた運営共同体が指定管理者となり、市民主体の自立した運営に向けた取組を進めています。</p> <p>ご意見にありますように、これからも本市における緑の保全及び創造を進めていくためには、市民の皆様のご協力が必要であると考えており、「多様な連携と資源の利活用」をリーディング・プロジェクトとして位置づけています。</p> <p>今後、市民・事業者・行政の連携により取組を進めてまいります。取組の事例につきましては、毎年の緑の基本計画の成果を取りまとめ公表している「鎌倉市のみどり」の中で内容の紹介や取組の結果を分析し、市民やボランティアの皆様と情報共有を図ってまいります。</p>	
3	6	<p>同様にステークホルダーの巻き込みでは都市景観部、都市整備部の内部連携にとどまらず、特に教育・健康福祉関係等の市内部での連携について触れるべきではないでしょうか？*4</p> <p>素晴らしい緑の基本計画が有効に活かされるよう更なるブラッシュアップに期待いたします。</p> <p>*4 紙面の関係でこれ以上述べませんが、「里山」というキーワードがヒントになると思っております。</p>	<p>ステークホルダーの巻き込みでは、「里山」をキーワードとして、都市景観部、都市整備部にとどまらず、特に教育・健康福祉関係等の市内部での連携について触れるべきではないでしょうか。</p>	4	<p>ご意見を踏まえて、第 4 章 4-2 (3)多様な連携と資源の利活用「③多様な主体との連携」に、教育・研究機関との連携や庁内連携についての文章を追加することとします。</p> <p>本市の緑が持つ様々な機能を向上させるため、かつての里山で行われていた維持管理を参考にしながら、地域特性や時代に合った手法を検討してまいります。</p> <p>なお、第 2 章 2-2「めざす緑の方向性-グリーンインフラの考え方-」では、本市がめざす緑の考え方「④みんなで取り組む」において、「健康づくりや子育てなど、様々な分野とも連携し、緑のまちづくりを進めます。」と記載しています。</p> <p>また、第 4 章 4-2 では、「多様な連携と資源の利活用」をリーディング・プロジェクトとして位置づけ、図 4-7 に教育・研究機関や庁内連携の事例として健康の増進を記載しています。</p>	A
4	7	<p>意見①</p> <p>1.基本計画 113P、(3) 多様な連携と資源の利活用―共生の実現―、2) 取組の方針 ①の維持管理の担い手の育成 主な制度・事業例として緑のレンジャーなどが記載されています。</p> <p>この「など」の中に私が所属する「常盤仲ノ坂チーム」が平成 29 年(2017 年)から令和 3 年(2021 年)の 5 年間、鎌倉市長宛てに「緑地保全活動に関する計画書」を提出しながら行っている緑地保全活動が含まれるのでしょうか。</p> <p>他にも緑の活動団体が多数ありますが、担い手としてきちんとした位置づけが必要だと考えます。</p>	<p>意見①</p> <p>第 4 章 4-2 (3) 多様な連携と資源の利活用―共生の実現―、2) 取組の方針 ①の維持管理の担い手の育成の中に、私が所属する団体が行っている緑地保全活動の他、多数ある緑の活動団体について、維持管理の担い手として位置づけが必要だと考えます。</p>	4	<p>第 2 章 2-3 では、「〇多くの市民や事業者が、緑の基本計画に掲げる緑の将来都市像の実現に向けた取組に参加しています。」「〇市民や事業者の様々な知識や経験が活かされ、市民等による主体的な緑のまちづくりが広がっています。」を緑の将来都市像として掲げています。</p> <p>続く第 3 章では、4 つの施策の柱の一つを「④連携の推進」とし、3-2「4)連携の推進」では施策の方針として「〇特別緑地保全地区での樹林管理、都市公園等の整備やその維持管理、市街地の緑化など、多くの主体が、多くの形で参加・参画できる場をつくります。」と記載しています。</p> <p>これらの将来都市像や施策の方針を踏まえ、第 4 章 4-2 リーディング・プロジェクト (3)多様な連携と資源の利活用では、緑地の維持管理の担い手の育成を取組の一つとしており、図 4-7 に住民やボランティア、自治会・町内会など様々な主体を緑地保全の担い手に位置付けています。</p> <p>また、4-5 制度・事業の内容と方針では、「13)緑化推進団体の育成と連携」において「緑のレンジャーや担い手の育成」を具体的な制度・事業として記載しています。</p>	A

提出者 No.	意見No.	ご意見	意見要旨	意見の区分	市の対応方)	意見の反映区分
					これからも本市における緑の保全及び創造を進めていくためには、市民・事業者・行政の連携が必要であると考えており、今後も更なるご理解とご協力をお願いいたします。	
4	8	市有緑地における担い手の管理は神奈川県横須賀三浦県政総合センターが設置した「県民参加による県有緑地の保全活動に関する指針」を参考に行い、市民のモチベーションを醸成するためにも市の指針を作成して欲しい。	市有緑地における担い手による維持管理は、神奈川県横須賀三浦県政総合センターの「県民参加による県有緑地の保全活動に関する指針」を参考に、市民のモチベーションが醸成されるような市の指針を作成して欲しい。	8	市では、令和2年度に「鎌倉市森林の整備方針」を作成しました。この方針は、本市の森林の全域を対象とし、森林が持つ特徴や目的に応じて整備を進めるための方法を示したものであり、鎌倉市緑政審議会や神奈川県(横須賀三浦地域県政総合センター)からも意見を聴きながら作成したものです。今後は適宜見直しを行い、ご意見にあるような地域住民等の担い手による活動のほか、より効果的な緑地の維持管理の手法について、記載内容のブラッシュアップを図ってまいります。	C
4	9	意見② 計画書はみどり課時代に確認した内容で、遵守事項は以下の通りです。 3 順守事項 (1) 急傾斜や高所での作業等、危険を伴う作業は行わない。 (2) 保全活動参加者は保険に加入する。 (3) 保全活動で発生した剪定材については、緑地内に安全に積み置く。 このうち(3)の剪定材を積み置く行為は、林床の健康をむしろ阻害するもので、市有緑地の健全な維持のために持ち出し堆肥化やバイオマス化の方が良いと考えます。排出ルートを検討して欲しい。③多様な主体との連携の民有緑地では間伐材等の利活用を共に検討するとあります。	意見② 私が所属する団体が市に提出した「緑地保全活動に関する計画書」では、「保全活動で発生した剪定材については、緑地内に安全に積み置く。」を遵守事項の一つとしています。 剪定材の積み置きについては、林床の健康を阻害するため、市有緑地の健全な維持のためには緑地外に持ち出し堆肥化やバイオマス化の方が良いと考えます。リーディングプロジェクト(3)多様な連携と資源の利活用の「③多様な主体との連携」にあるような、間伐材等の利活用の手法を検討して欲しい。	8	本市の管理作業における発生材については、鎌倉中央公園の管理者が管理作業で発生した間伐材等を無料で頒布する取組(現在、新型コロナウイルス感染症拡大抑制のため、休止中)を行っていますが、多くの緑地維持管理ボランティア活動により発生する木材の利活用については、作業の安全性の確保や、運搬に係るコスト削減、発生材の受入れ体制の確保など、利活用の実現化には課題があります。また、積み置いた木材が腐食することで、緑地内に生育する動植物の栄養分として物質の循環に貢献することも考えられることから、現時点では発生材は緑地内に安全に積み置くこととしています。 一方で、本計画素案、第4章4-2の「コラム 木材利用はカーボンニュートラル」に記載したとおり、樹林地から排出する木材をエネルギー源として活用することも考えられます。 このため、第4章4-5制度・事業の内容と方針に記載する、「13)緑化推進団体の育成と連携」における「緑のレンジャーや担い手の育成」を今後進めていく中で、発生材の効果的な利活用の手法について、市民やボランティアの皆様と共に検討を進めてまいります。 また、本市は平成21年度から主に常盤山特別緑地保全地区を対象に「確保緑地の適正整備事業」を行っており、樹木の伐採や除草などの維持管理作業を実施し、その結果をモニタリングしてきました。発生材の処分方法は検討課題であると認識しており、間伐材を管理用通路の補修に利用した場合の経年劣化、伐採したタケをチップ化した場合の腐食の速度や林床の植生に与える影響などについて、継続調査しているところです。今後もモニタリングを継続し、適正な緑地の維持管理に向けて事業を実施し、結果について市民の皆様と情報の共有を図ってまいります。	C
5	10	【意見公募について】 ①はじめに、鎌倉市意見公募手続条例に基づき、素案に対する意見を募集とありますが、そうなりますと、意見を提出できる人は限られると思います。意見募集の説明のなかに提出できる方の説明や意見用紙に区分を記載するところ	鎌倉市意見公募手続条例に基づき、意見を提出できる人は限られると思います。意見募集の説明のなかに提出できる方の説明や意見用紙に区分を記載するところがありません。	8	鎌倉市意見公募手続条例に基づき、市内の事務所又は事業所に勤務する者及び市内に事務所又は事業所を有するものについては、意見の提出を求める市民等に該当します。 今回の意見公募にあたり、募集対象者の条件や属性についての説明が	E

提出者No.	意見No.	ご意見	意見要旨	意見の区分	市の対応方)	意見の反映区分
		<p>ろがありませんので、誰でも意見を提出できるのでしょうか。</p> <p>私は、市内に住所を有していませんが、市内の事務所に勤務していますので、意見を提出させていただきます。</p>	<p>私は、市内の事務所に勤務していますので、意見を提出させていただきます。</p>		<p>不足し、不要なご心配をおかけし申し訳ありませんでした。</p> <p>今後、意見公募を実施する際には、意見募集用紙やホームページなどに募集対象者の条件や属性の記載について、市民の皆様等へ分かりやすく明示することとしたいと考えています。</p>	
5	11	<p>【緑の基本計画（素案）の全般について】</p> <p>①全体に留意すべき事項</p> <p>・都市緑地法運用指針において、景観法に基づく景観計画が定められている市区町村にあっては、緑の基本計画と景観計画との調和に留意するとともに、緑の基本計画と景観計画が相互補完的に機能し、緑地の保全及び緑化の推進と良好な景観の形成が効果的、効率的に推進されるよう配慮することが望ましいとあります。したがって、鎌倉市は景観計画を策定済ですので、眺望景観の保全・創出や山稜部のスカイラインの保全など、記載を充実すべきと考えます。</p>	<p>鎌倉市景観計画との調和と、緑地の保全及び緑化の推進と、良好な景観の形成の効果的、効率的な推進のため、眺望景観の保全・創出や山稜部のスカイラインの保全など、記載を充実すべきと考えます。</p>	7	<p>ご意見を踏まえて、第6章流域を踏まえた地域別の方針、各地域の計画推進に向けた取組に、眺望景観保全の視点から文章を追加いたします。</p> <p>なお、本計画の第3章、緑の将来都市像の実現のための方針 6)美しい景観をつくる緑では、「〇市域に点在する山・海の眺めが愉しめる眺望地点の緑地を、貴重な景観資源として位置づけ保全・活用します。」を、機能別の方針として位置付けています。</p> <p>また、歴史的風土特別保存地区や特別緑地保全地区などの地域制緑地の指定や、都市公園の整備などにより、緑の骨格を形成する丘陵樹林地や市街地の緑地を保存・保全しています。</p>	A
5	12	<p>・平成29年5月、都市緑地法等の一部を改正する法律が公布され、緑の基本計画の記載事項が拡充されました。公園の「管理」の方針や都市農地の保全が新たに追加されましたので、都市公園の老朽化対策等の計画的な管理や都市農地の計画的な保全を推進すべきと考えます。この視点で、全体を拝見しましたが、都市公園の老朽化対策は、P118に記載がありますが、都市公園に記載する都市公園管理方針、たとえば、公園の特性に応じた魅力の向上方針や公園施設の適切なメンテナンスに関する方針など、記載を充実すべきと考えます。また、生産緑地地区は、P148からP149に記載がありますが、計画的に保全するための方針を例示すべきと考えます。</p>	<p>都市公園の老朽化対策等の計画的な管理や都市農地の計画的な保全を推進すべきと考えます。都市公園に記載する都市公園管理方針、たとえば、公園の特性に応じた魅力の向上方針や公園施設の適切なメンテナンスに関する方針など、記載を充実すべきと考えます。また、生産緑地地区は、計画的に保全するための方針を例示すべきと考えます。</p>	5	<p>本計画の第3章緑の将来都市像の実現のための方針 5)交流とふれあいを広げる緑では、「〇身近な公園が地域住民により幅広く利用され、存在価値の高い施設となるよう、公園の質の向上を目指し、地域の実情に即した公園機能の見直しや必要に応じた再整備を図ります。」「〇都市公園整備では、各公園が本市の景観資源・観光資源ともなるよう、公園協議会制度の活用やインクルーシブな施設の設置などにより、資源を最大限にいかした特色ある公園づくりをめざします。」を、機能別の方針として位置付けています。今後、この方針に基づき、魅力ある公園づくりを進めてまいります。</p> <p>公園施設の適切なメンテナンスにつきましては、市が適切に実施すべき事項であると認識しており、第4章4-2リーディング・プロジェクトの「緑の質の向上」に「質の高い緑地空間の創出」として適正な維持管理について記載しています。また、第5章特定地区の保全・整備・緑化の方針では、各都市公園や緑地における維持管理の方針を記載しています。</p> <p>生産緑地地区については、鎌倉市農業振興ビジョンとの整合も図りながら、第5章5-1都市計画等により定める区域 5)生産緑地地区に、「〇鎌倉市生産緑地地区指定基準及び細目における基準を満たす農地について、申し出があった生産緑地地区の新規・追加指定を行います。」「〇特定生産緑地制度も活用し、生産緑地地区の指定の継続を図ります。」などの方針を位置付けています。</p>	A
5	13	<p>・愛知目標や持続可能な開発目標を踏まえ、平成30年4月に国土交通省が示した「生物多様性に配慮した緑の基本計画の手引き」にあるような緑の基本計画における生物多様性への配慮の視点に対して、都市の生物多様性指標を活用すべきではないでしょうか。</p> <p>・また、国土交通省が生物多様性に優れた地方公共団体のランキング結果を公</p>	<p>国土交通省が示した「生物多様性に配慮した緑の基本計画の手引き」にあるような緑の基本計画における生物多様性への配慮の視点に対して、都市の生物多様性指標を活用すべきではないでしょうか。</p>	7	<p>本計画の第1章1-5機能別に見た緑の現況、4)生き物を育む緑に記載するとおり、近年、樹林地の管理頻度の低下や気候変動に伴う土砂災害等の発生などにより、本市における生物多様性保全の機能が低下している状況がうかがえます。このため、第3章緑の将来都市像の実現のための方針 4)生き物を育む緑では、「生態系ネットワークの骨格をつくる</p>	C

提出者 No.	意見No.	ご意見	意見要旨	意見の区分	市の対応方)	意見の反映区分
		表しており、生物多様性保全の取組状況を評価する指標群で 1 位となった戸田市、川崎市、神戸市及び伊丹市の内容と比較させていただきましたが、生物多様性の記述が抽象的で具体的な施策のイメージが湧きにくいので、この視点を全体に強化すべきと考えます。	生物多様性の記述が抽象的で具体的な施策のイメージが湧きにくいので、この視点を全体に強化すべきと考えます。		山・川・海浜の自然環境を保全します」や「身近な生物と重要性の高い動植物の生息・生育地となる緑を保全します」を、機能別の方針として位置付けています。 また、生物多様性保全に寄与する緑地環境を形成するためには、緑地の適切な維持管理が必要であることから、第 4 章 4-2 リーディング・プロジェクトの「緑の質の向上」に「災害に強い安全なまちづくりや環境負荷の低減のほか、生物多様性の保全や景観の形成に寄与する質の高い緑の保全に向けて、全市的な緑の維持管理を推進します。」を取組の方針として位置付け、関連する事業を重点的に進めてまいります。 ご意見にあります「生物多様性に配慮した緑の基本計画の手引き」では、生物多様性指標(案)として、「指標 1 都市における生物多様性確保のポテンシャルを有する緑地等の割合」「指標 2 都市における生物多様性確保のポテンシャルを有する法令等に基づく継続性のある緑地等の割合」などを項目に挙げています。このうち指標 2 の算出根拠となる地域制緑地の面積等については、これまでも毎年の緑の基本計画の成果を取りまとめ公表している「鎌倉市のみどり」の中で結果を整理しています。今後、「鎌倉市のみどり」を取りまとめる際に、当該手引きを参考に生物多様性保全の観点から施策の成果を図ってまいります。	
5	14	・グリーンインフラとしての機能を十分に発揮できるよう、その機能を随時モニタリング・検証する方法を示すべきであると考えます。	グリーンインフラとしての機能を十分に発揮できるよう、その機能を随時モニタリング・検証する方法を示すべきであると考えます。	7	「グリーンインフラ」とは、社会資本整備や土地利用等のハード・ソフトの両面において、自然環境(緑、水、土、生物等)が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組をいいます。本市では、既に、このグリーンインフラの概念を先取りする形で様々な取組を行ってまいりました。 グリーンインフラの機能を検証することは重要であると考えますが、科学的根拠やエビデンスを整理、評価して投資判断(行政においては施策への反映)を行う手法は確立されていないのが現状です。今後、国や県、グリーンインフラ官民連携プラットフォームとも連携し、情報共有を行いながら、検証手法の検討を進めてまいります。	C
5	15	【緑の基本計画(素案)の個別事項について】 ①計画期間・計画フレームについて(P6) ・「当初計画より計画期間を 20 年間とし実現に向けた取組を推進してきました。これを継承し、本計画の計画期間を令和 4 年(2022 年)～23 年(2041 年)までの 20 年間とし、中間年次を令和 13 年(2031 年)とします。」とあります。 ・しかしながら、平成 23 年 9 月策定の緑の基本計画では、計画期間の目標年次を平成 42 年(2030 年)としています。 ・継承するのであれば、本計画のなかで、計画期間を変更するに至った理由などを説明すべきと考えます。	【緑の基本計画(素案)の個別事項について】 ①計画期間・計画フレームについて ・当初計画より計画期間を 20 年間としてきたことを継承するのであれば、本計画のなかで、計画期間を変更するに至った理由などを説明すべきと考えます。	序	本計画の計画期間について検討した結果、緑の将来都市像の実現に向け、これから 20 年先を見据えた計画とすることが必要であるとし、平成 23 年度策定版の令和 12 年(2030 年)から変更しています。変更後の計画期間は、令和 4 年(2022 年)から令和 23 年(2041 年)までの 20 年間としています。 いただいたご意見を踏まえ、「これを継承し」を削除するなど、誤解を招くことのない表現に修正いたします。	A

提出者 No.	意見No.	ご意見	意見要旨	意見の区分	市の対応方)	意見の反映区分
5	16	<p>②緑地保全の法制度適用を受ける緑地の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これまでの緑の基本計画は、まさに「緑の量を確保すること（緑地の確保に主眼を置いてきたこと）」を計画の第一目標としていました。市民、行政そして市議会が一体となって緑の保全に取り組んだ結果、緑の確保目標水準（地域制緑地の指定）や都市公園等の施設緑地としての整備目標水準をある意味達成したのではないのでしょうか。当然のことながら、歴代の鎌倉市緑政審議会委員やみどり担当の方々の努力の賜物であることは言うまでもありません。 ・このような状況で、計画推進のために必要となる緑地保全施策について詳細な方針図を提示するとともに、新たに施策を講じる候補地を具体的に明示し、また、市域全域を流域単位に区分し、生物多様性保全の観点から緑地の評価を行うなど、緑地保全の意義付けに関する工夫をこらしたからこそ、鎌倉市の緑の基本計画が優良事例に選ばれたものと考えます。 ・今までの成果を改めて検証や評価したうえで、次の 20 年につなげていくべきで、こうした視点の記述を強化すべきと考えます。 ・計画期間を変更しているのであれば、この成果をきちんと検証しなければ、次の将来像、目標及び施策が定まらないと考えます。 	<p>②緑地保全の法制度適用を受ける緑地の状況</p> <p>これまでの緑の基本計画の成果を改めて検証や評価したうえで、次の 20 年につなげていくべきで、こうした視点の記述を強化すべきと考えます。</p>	7	<p>各施策の現状については、毎年の緑の基本計画の成果を取りまとめた「鎌倉市のみどり」の中で、「緑の基本計画推進のための制度・事業に係る課題等」として整理しています。また、今回の計画見直しにあたり、平成 23 年以降のグリーン・マネジメントについて評価しました。</p> <p>これらの資料は、緑政審議会や庁内検討会へ提出し、様々な課題とその対応について意見を聴取し、検討を重ねながら素案を作成しています。</p> <p>このように、新たな計画は課題を踏まえた検討の結果を反映したものであり、計画の中に検証や評価結果の掲載はしておりません。</p> <p>なお、緑の基本計画見直しを議題とした緑政審議会の資料につきましては、市ホームページから閲覧できます。</p>	A C
5	17	<p>③緑に対する市民意識（P24）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「緑の保全等」や「都市公園等の整備・管理」について、鎌倉市民意識調査の結果を活用すべきと考えます。都市公園等の整備・管理の今後の進め方について、平成 26 年度と令和元年度の結果を比較すると、もっと力を入れるべきとの意見が 6.2 ポイント増えていることから、市民は公園施設の老朽化への対応や緑地の適正な管理などにもっと力を入れてほしいと考えているのですから、こうした分析も必要と考えます。 	<p>③緑に対する市民意識</p> <p>「緑の保全等」や「都市公園等の整備・管理」について、鎌倉市民意識調査の結果を活用すべきと考えます。平成 26 年度と令和元年度の結果を比較すると、都市公園等の整備・管理の今後の進め方について、もっと力を入れるべきとの意見が 6.2 ポイント増え、市民は公園施設の老朽化への対応や緑地の適正な管理などにもっと力を入れてほしいと考えているのですから、こうした分析も必要と考えます。</p>	1	<p>市民意識調査の施策の重要度(今後の進め方)につきましては、「9 都市公園等の整備・管理」において、ご指摘の通り「もっと力を入れるべき」のポイントの増加傾向が認められます。また、回答を 3 段階に分けスコア化し、市の施策全体と比較したデータを見ると、平成 26 年度はスコアの平均点 2.21 点を下回る 2.17 点であるのに対し、令和元年度は平均点 2.22 点を上回る 2.29 点となっています。このことから、市民意識において都市公園等の整備・管理に対する重要度が上がっているものと考えます。</p> <p>市がこれまでに実施した市民意識調査については、第 1 章 1-3 緑の基本情報 (4)緑に対する市民意識に、関連する項目を抽出し掲載しており、ご意見を踏まえ市民意識調査結果についての事項を追記いたします。</p>	A
5	18	<p>④緑の将来都市像（P62）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緑の将来都市像ですが、私は風呂敷を広げすぎたような印象を持っています。 ・「山と海の自然と人・歴史が共生する鎌倉」という基本理念と緑の将来都市像がどのようにつながっていくのかをイメージすることができませんでした。P62～P63 の絵がぼやけているのか、それともこの絵が原因かもしれませんし、共生というフレーズが共に同じところで生活すること、又は、異種の生物が相互に作用し合う状態で生活するという意味であるならば、共生というフレーズから違和感を覚えるのかもしれません。 	<p>④緑の将来都市像</p> <p>「山と海の自然と人・歴史が共生する鎌倉」という基本理念と緑の将来都市像がどのようにつながっていくのかをイメージできませんでした。緑の将来都市像の絵がぼやけている、あるいはこの絵自体が原因かもしれません。「共生」が「共に同じところで生活すること」、又は、「異種の生物が相互に作用し合う状態で生活する」という意味ならば、共生というフレーズから違和感を覚えるのかもしれません。</p>	2	<p>本計画の基本理念につきましては、平成 8 年の当初策定で示した「山と海の自然と人・歴史が共生する鎌倉」を継承することとしています。これは、上位計画である鎌倉市総合計画や都市マスタープランとの整合、豊かな自然・歴史文化遺産と、環境に対して意識の高い市民の存在が変わらずにあること、本計画が平成 8 年の当初策定以来、目指すものは変わっていないと考えることから、緑政審議会にも意見を聴きながら定めたものです。</p> <p>また、将来都市像については、豊かな自然と歴史の積み重ねの中に、人々の生活が展開していることが、谷戸を始めとした本市の特徴的な地形によって成り立っていることが想起できるよう航空写真をベースとし</p>	D

提出者No.	意見No.	ご意見	意見要旨	意見の区分	市の対応方)	意見の反映区分
					<p>ています。その上に将来像として、人々が生き生きと生活し、自然環境や動植物とも共生しながら豊かな生活を送っているイメージを重ねました。イメージ図の意図について、ご理解をお願いいたします。</p> <p>なお、絵がぼやけて見える点につきましては、修正を検討いたします。</p>	
5	19	<p>⑤安心・安全をもたらす緑（P62～P63）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・グリーンインフラを積極的に導入し、地域の魅力・居住環境の向上、防災・減災等に取り組む。 ・緑の基本計画の改定において、市内全域の緑の質の向上を重要なものと位置付け、支援事業等の活用による適切な維持管理を通じて、斜面地の安全性の向上に努める。 ・本市の緑地を将来にわたって良好な状態にしていくため、緑政審議会での意見や過去の植生調査の結果などを活用し、災害対策も含め市民ニーズや社会経済情勢の変化に応えながら、中・長期的な視点を持って取り組む。 ・防災面や環境負荷の低減などの本来、緑が有する機能の強化を図るため、緑の基本計画を改定し、これまで以上に緑の適切な維持管理の重要性を位置付け、施策につなげる。 ・緑の基本計画の改定においては、緑地の維持管理をこれまで以上に重要なものと位置付け、今後この方針を押し進める。 ・災害に強い緑、環境負荷を和らげる緑を実現する緑の基本計画を策定し、市民や土地所有者に広く周知する。 ・以上が、今回の緑の基本計画の改定における重要な要素と考えます。 ・緑の将来都市像（P61）では、「緑による安全安心が保たれている都市」において、「丘陵樹林地の緑が適切に保全・管理されて防災機能が高まり、市民の安全・安心な暮らしが保たれています。」という記述があり、緑の将来都市像の実現のための方針（P69）、では、「土砂災害の発生につながる緑を保全し、管理します。」と記述があります。さらに、計画の実現に向けた考え方、施策と制度、事業の体系では、グリーンマネジメント（P94）として、「災害に強い安全なまちづくり～斜面樹林地の安全性の向上」という記述があり、土地所有者の維持管理支援の強化を取組の方針としています。 ・特に重要と思われるテーマとして設定したのですから、土地所有者への維持管理支援の強化は、取組を実現するための手段の一つであり、緑地の法指定、斜面の向き・傾斜、過去の災害の発生状況や過去の植生調査の結果を踏まえて、技術的な検討を経て、取組の方針を示すべきと考えます。 	<p>⑤安心・安全をもたらす緑</p> <p>緑の将来都市像の「丘陵樹林地の緑が適切に保全・管理されて防災機能が高まり、市民の安全・安心な暮らしが保たれています。」という記述や、緑の将来都市像の実現のための方針「土砂災害の発生防止につながる緑を保全し、管理します。」、グリーンマネジメント「災害に強い安全なまちづくり～斜面樹林地の安全性の向上」「土地所有者の維持管理支援の強化の取組の方針」など、特に重要と思われるテーマとして設定したのですから、緑地の法指定、斜面の向き・傾斜、過去の災害の発生状況や過去の植生調査の結果を踏まえて、技術的な検討を経て、土地所有者への維持管理支援の強化について取組の方針として示すべきと考えます。</p>	4	<p>近年の自然災害の激甚化に伴う倒木被害の多発など、市民の安全な生活が脅かされてきている状況から、緑地の維持管理体制の整備は、待たなしの状況になっています。</p> <p>このような状況下において、今回の緑の基本計画の見直しは、保全を図ってきた緑の質を向上し、市民にとって安全、安心なものとなる道筋を提示することを主眼として取り組んできました。</p> <p>第4章4-2の記載のとおり、リーディング・プロジェクトとして「緑の質の向上」を位置付け、「災害に強い安全なまちづくりや環境負荷の低減のほか、生物多様性の保全や景観の形成に寄与する質の高い緑の保全に向けて、全市的な緑の維持管理を推進します。」を取組の方針としています。</p> <p>また、4-1（2）グリーン・マネジメントの実践の記載のとおり、地理情報や各種調査結果の集積及び分析など、データ・通信技術の活用を行っていきます。</p>	C
5	20	<p>⑥計画の指標(P100～P101)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・⑤の意見に関連しますが、危険木の伐採や枝払い及び適正な意思管理が行われた樹林地の面積を緑の質の向上の計画指標に設定されています。 ・緑の質の計画指標を設定することは難しいと思いますが、こうした本数や面積を計画指標とすることは、従前の公園面積を指標とすることと同じで、量の 	<p>⑥計画の指標</p> <p>たとえば、市民アンケートの実施による現在の満足度からの計画指標の設定やこれまでの災害時の倒木や崖崩れの発生件数からの計画指標の設定など、従前の考え方に捉われない、</p>	4	<p>第4章4-3に示した計画指標は、リーディング・プロジェクトとした「緑の質の向上」、「緑のネットワークの形成」、「多様な連携と資源の利活用」については、令和4年度から、年度ごとの推移を取りまとめ、グリーン・マネジメントを実践していきます。指標とする項目については、</p>	C

提出者 No.	意見No.	ご意見	意見要旨	意見の区分	市の対応方)	意見の反映区分
		<p>確保や実績を計るものと思います。たとえば、市民アンケートの実施による現在の満足度からの計画指標の設定やこれまでの災害時の倒木や崖崩れの発生件数からの計画指標の設定など、従前の考え方に捉われない、鎌倉独自の計画指標を設定すべきと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画の指標は、P100 から P101 に記載されていますが、確かに緑の質の向上とは、難しい指標ですが、生態系の保全等に寄与する緑の多様な機能を発揮させることではないでしょうか。 ・計画の指標を示せば、この指標に対する数値目標を設定すべきだと思います。数値目標が無いと達成度をどのように判断するのでしょうか。 ・また、計画の指標には、市民満足度の視点も必要と考えます。都市緑地法運用指針にも、住民の意見を積極的に反映させるべきであるとあります。また、PDCA サイクルの考え方を取り入れるのであれば、成果について、市民の皆様から意見を聴取すべきであると考えます。鎌倉市では、様々な市民アンケートを実施されているのですから、こうした機会を捉えて、リーディング・プロジェクトのテーマとした「緑の質の向上」、「緑のネットワークの形成」、「多様な連携と資源の利活用」について、市民満足度をアンケートすることで、達成度を定量的に捉えることができると考えます。 	<p>鎌倉独自の計画指標を設定すべきと考えます。</p> <p>緑の質の向上は、生態系の保全等に寄与する緑の多様な機能を発揮させることであり、この指標に対する数値目標を設定すべきだと思います。</p> <p>また、計画の指標には、市民満足度の視点も必要と考えます。住民の意見を積極的に反映させ、PDCA サイクルの考え方を取り入れるのであれば、成果について、市民の皆様から意見を聴取すべきであると考えます。市が実施する様々な市民アンケートの機会を捉えて、リーディング・プロジェクト「緑の質の向上」、「緑のネットワークの形成」、「多様な連携と資源の利活用」について、市民満足度を調査することで、達成度を定量的に捉えることができると考えます。</p>		<p>事業実施の数値を始めとした定量的な評価が可能な項目を選定しました。</p> <p>今後、データ通信技術や地理情報システムを導入・活用して、事業実施の効果が定量的に分かるような新たな指標についても検討してまいります。</p> <p>また、市が行っている市民意識調査については、現在、「豊かな自然や自然的景観を大切に保全するとともに、鎌倉市民がみどりとふれあえるまち」だと感じている割合について調査項目があり、調査結果については第 4 期基本計画実施計画の施策の方針の成果指標として活用するとともに、グリーン・マネジメントへの反映について検討してまいります。</p>	
5	21	<p>⑦特定地区の保全・整備・緑化の方針 (P156 及び P162)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鎌倉中央公園(P156)ですが、鎌倉中央公園区域 (23.7ha) と鎌倉中央公園拡大区域(27.5ha)では、公園整備の方針や維持管理の方針が異なります。 ・鎌倉中央公園拡大区域、市民意見によりこの名称は使用せず、山崎・台峯緑地(風致公園部分)となりますが、供用開始していない部分もあるのですから、この部分の整備の方針を明確に示すべきではないでしょうか。都市計画決定のうえでは同じ風致公園ですが、市民意見を踏まえ、市民合意のもとに策定した(仮称)山崎・台峯緑地基本構想・基本計画・基本設計に明確に記述されています。内容については、鎌倉市のホームページで確認することができます。 ・したがって、植物管理や維持管理については、明確に区分し、特に山崎・台峯緑地の部分については、この基本構想・基本計画・基本設計及び実施設計を踏まえた記述とすべきであると考えます。 ・山崎・台峯緑地(P162)ですが、都市緑地の部分は、市民意見を踏まえ、市民合意のもとに基本構想及び基本設計を策定しています。整備の方針が基本構想に基づき整備を行うとありますが、記載もれなのか、それとも、改めて基本計画や基本設計を策定するのでしょうか。 	<p>⑦特定地区の保全・整備・緑化の方針</p> <p>鎌倉中央公園は、鎌倉中央公園区域 (23.7ha) と鎌倉中央公園拡大区域(27.5ha)では、公園整備や維持管理の方針が異なります。</p> <p>鎌倉中央公園拡大区域(山崎・台峯緑地(風致公園部分)) については、供用開始していない部分もあるため、整備の方針を明確に示すべきではないでしょうか。市民意見を踏まえ、市民合意のもとに策定した(仮称)山崎・台峯緑地基本構想・基本計画・基本設計に明確に記述されています。植物管理や維持管理については、特に山崎・台峯緑地の部分については明確に区分し、この基本構想・基本計画・基本設計及び実施設計を踏まえた記述とすべきであると考えます。</p> <p>山崎・台峯緑地の都市緑地の部分は、整備の方針が基本構想に基づき整備を行うとありますが、市民意見を踏まえ、市民合意のもとに基本構想及び基本設計を策定しています。記載もれなのか、改めて基本計画や基本設計を策定するのでしょうか。</p>	5	<p>ご意見を踏まえて、第 5 章特定地区の保全・整備・緑化の方針に記載の鎌倉中央公園及び山崎・台峯緑地の内容を修正します。</p> <p>鎌倉中央公園については、拡大区域(山崎・台峯緑地(風致公園部分))とそれ以外に分け、整備の方針及び維持管理の方針を記載することとします。</p> <p>山崎・台峯緑地は、「基本構想」及び「基本設計」に沿って整備及び維持管理を行うとの記載内容に変更します。</p>	A